メタバース支援要領

1 業務内容

トライ・フリーマインドへの通室や自宅からの外出が困難な不登校児童生徒に対し、メタバースを活用した支援(以下「メタバース支援」という。)を行うとともに、トライ・フリーマインドへの通室につなげることにより、将来的な社会的自立につなげる。

支援対象者

つぎの要件を全て満たすものを支援対象者とする。なお、支援対象者の決定は 学校教育支援センターが行う。

- ア 練馬区内在住または練馬区立小・中学校在籍で不登校の小中学生を対象としたトライ・フリーマインド(光が丘および石神井台)に登録している児童生徒であること。
- イ 学校やトライ・フリーマインドへの出席頻度が少ない児童生徒であること。

履行場所

仕様書3 のとおり

業務期間

1 学期: 4月27日(月)~7月14日(火) 2 学期: 9月18日(金)~12月16日(水)

3 学期: 1月18日(月)~3月8日(月)

上記はトライ・フリーマインド開室日程に合わせ前後する場合がある。

業務日

月~金曜日のうち週3日(ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日および学校教育支援センターが指定する日を除く。)業務を行うものとする。受託者は、業務日の決定に当たり、事前に学校教育支援センターと協議し、承諾を得ること。

業務時間

午前9時30分から午後3時まで

支援対象者見込み数

支援対象者(登録者数) 80 名程度

一日当たりの支援対象者数 10 名程度

人員配置

- ア 受託者は、メタバース支援を行うに当たり、支援対象者が適切に利用できるよう全体管理者および学習支援員、居場所支援員をそれぞれ配置しなければならない。児童生徒の利用状況に応じて、全体管理者および学習支援員、居場所支援員は、業務に支障がない範囲で他の支援員の業務を行うことができる。
- イ 学習支援員は、学校等(予備校・塾・家庭教師等を含む)における3年以上の 学習指導経験者または教員免許取得者(年度内の取得見込を含む)であること。
- ウ 居場所支援員は、支援対象者が抱える悩みに共感をもつことができ、支援対象

者が気軽に相談できる人員であること。

エ 全体管理者および学習支援員、居場所支援員は、メタバース支援と同時に仕様 書4に規定する学習支援、進路学習支援、行事活動を行うことはできない。

2 支援方法等

受託者は、東京都が提供するメタバース空間「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム(以下、「都 VLP」という。)」を活用し、学校教育支援センターが貸与するタブレットパソコンを使用して支援を行う。また、支援対象者の都 VLP アカウントの配付・管理事務および都 VLP 内にある掲示物の管理事務を行う。なお、掲示物については事前に区と協議の上掲示および撤去すること。

受託者が配置する全体管理者は、支援対象者が安心して過ごし、学ぶことができるようメタバース空間全体を見回り、支援対象者への声掛けや活動のサポート等を行うこと。

受託者が配置する学習支援員は、支援対象者の学習意欲を高めるよう支援対象者に声掛け等を行うとともに、教科書や学習支援アプリ等を活用して個別学習に取り組む支援対象者に対し助言等を行うこと。

受託者が配置する居場所支援員は、チャットや音声等を活用し、児童生徒同士の円滑な交流を支えること。

受託者は、支援対象者の将来的な社会的自立に向けて、支援対象者の状況に応じて、トライ・フリーマインドが対面で行う学習支援や相談支援等への参加を促すこと。

受託者は、月1回程度、支援対象者が楽しむことができ、児童生徒同士で交流できるイベントを実施すること。イベントの企画・実施にあたっては、事前に学校教育支援センターに企画書を提出するものとする。

受託者は、支援対象者が安全かつ適切にメタバース空間で活動できるよう、学校教育支援センターが「練馬区児童生徒用タブレットの利用に関するガイドライン」や「練馬区 SNS 練馬区ルール」に準じて定める長時間利用防止・健康被害防止・個人情報保護・児童生徒の交流トラブル防止等のルールについて、支援対象者に定期的に伝えること。

受託者は、支援対象者に対して事業内容や注意事項の説明、操作体験等を行う説明会を学期ごとに行うこと。説明会には、支援対象者がメタバース支援に興味を持ち、利用につながるようイベント等の要素を取り入れること。実施日・実施時間等は、学校教育支援センターと協議の上決定する。なお、様々な事情により説明会に参加できない支援対象者および保護者に対し、個別に丁寧な説明を行うこと。

受託者は、支援対象者に対し、必要に応じて電話やメール等によりメタバース支援の利用勧奨を行うこと。

受託者は、支援対象者からの事業内容や利用方法等に関する問い合わせ全般に対応すること。

受託者は、支援対象者および保護者に対して、年2回、アンケート調査を行うこと。実施時期やアンケート内容等については、学校教育支援センターと協

議の上決定すること。

受託者は、メタバース支援の実施状況等について、仕様書4 ウの定例会議で報告すること。

受託者は、毎日業務終了後、出席した支援対象者氏名や活動内容等を学校教育支援センターが指定した日誌に記録し格納すること。

受託者は、各支援対象者の統計報告書について、仕様書4 ケに含めて学校教育支援センターへ提出すること。